

# 建設工事に関わる 競争入札参加者の資格等級及び審査

## 1. 資格等級

建設工事に関わる競争入札に参加資格を有する者の資格等級は、建設工事の種類ごとに区分する。建設業法第3条別表第1に規定する土木一式工事又は建築一式工事にあつてはA、B、C、D及びEの5等級に、土木一式工事又は建築一式工事以外の工事にあつてはA、B及びCの3等級に区分する。

資格を有する者が工事契約について一般競争に参加できる場合は、次表の資格等級のそれぞれに対応する予定金額の欄に掲げる金額の工事に限られるものとする。但し、特に必要があると認めるときは、1級上位又は1級下位の等級に対応する予定金額の欄に掲げる金額の競争入札に参加させることができる。

工事の別	資格等級	予定金額
土木一式工事 建築一式工事	A	1億5,000万円以上
	B	5,000万円以上1億5,000万円未満
	C	2,000万円以上5,000万円未満
	D	600万円以上2,000万円未満
	E	600万円未満
上記以外の工事	A	1,000万円以上
	B	400万円以上1,000万円未満
	C	400万円未満

## 2. 資格等級決定の方法

資格等級の決定は、以下の計算方式により算出された数値により次表に定めるところにより行う。

### (1) 数値と資格等級：

工事の別	数値	資格等級
土木一式工事 建築一式工事	1200以上	A
	1000以上1200未満	B
	800以上1000未満	C
	600以上800未満	D
	600未満	E
上記以外の工事	950以上	A
	700以上950未満	B
	700未満	C

(2) 計算方式：

$$0.25 a + 0.15 b + 0.20 c + 0.25 d + 0.15 e$$

この計算方式における各記号の意義は、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に基づく経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）に記載されている以下の評点とする。

- a 完成工事高……………（該当工事欄に記された評点 X 1）
- b 自己資本額及び建設業従事職員数……………（評点 X 2）
- c 経営状況……………（評点 Y）
- d 技術職員数……………（該当工事欄に記された評点 Z）
- e その他の審査項目（社会性等）……………（評点 W）

### 3. 補足

建設業法第3条別表第1に掲げる建設工事の種類一覧

土木一式工事	板金工事
建築一式工事	ガラス工事
大工工事	塗装工事
左官工事	防水工事
とび・土工・コンクリート工事	内装仕上工事
石工事	機械器具設置工事
屋根工事	熱絶縁工事
電気工事	電気通信工事
管工事	造園工事
タイル・れんが・ブロック工事	さく井工事
鋼構造物工事	建具工事
鉄筋工事	水道施設工事
ほ装工事	消防施設工事
しゅんせつ工事	清掃施設工事